

建設リサイクル法に関する工事实施手引き

H30. 4. 1

この手引きは、沼田市が発注する工事のうち、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）第9条第1項及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」第2条で定められた建築物等に係る解体工事又は新築工事等（以下、「対象建設工事」という。）の施工する際に必要な手続きについて説明します。

【対象建設工事】

対象建設工事とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリート）を用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事（土木工事を含む）等で、下表の規模以上の工事をいう。

対象建設工事の種類		規模の基準	
建築物の解体工事	第1号	床面積の合計	80㎡
建築物の新築・増築工事	第2号	床面積の合計	500㎡
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)※1	第3号	請負代金の額(税込み)	1億円
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)※2	第4号	請負代金の額(税込み)	500万円

※1 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築工事に該当しないもの

※2 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事及び新築工事等

○落札者等の手続き

1) 落札者等は、法第12条第1項に基づき、特定建設資材の分別解体等の方法及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法等について「**説明書**」に記載し、工事請負締結前までに工事担当課の監督員へ提出してください。（記載内容については監督員と確認・協議する）

【特定建設資材廃棄物】

対象建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったもの（コンクリート塊、木材、アスファルト・コンクリート塊）という。

2) 落札者等は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（以下「省令」という。）第4条に基づき、以下の事項を「**リサイクル別紙**」に記載し、契約図書に綴り込んでください。

- ・分別解体等の方法
- ・解体工事に要する費用
- ・再資源化等をする施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要する費用

なお、落札者は、これらの見積もりに当たっては、適切にその費用を算定しなければならない。

【解体に要する費用】

解体に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

【再資源化等に要する費用】

再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

○請負者の手続き

1) 請負者は、法第18条第1項に基づき、工事完了時に以下の事項等を「**再資源化等報告書**」に記載し、監督員に提出しなければならない。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

なお、請負者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」に登録し、証明書を監督員に提出しなければならない。

※「建設副産物情報交換システム」は、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）のホームページから入力できます。

説 明 書

年 月 日

(発注者)

沼田市長 様氏名 〇〇建設株式会社 代表取締役 沼田太郎(郵便番号〇〇〇-△△△△) 電話番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇住所 沼田市〇〇町〇〇番地

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

①届出書 (様式第一号に必要事項を記載したもの)

②別表 (別表 1~3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

③その他の別添資料 (添付する場合)

案内図工程表

届 出 書

年 月 日

沼田市長 殿

発注者又は自主施工者の氏名フリガナ (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 〇〇建設株式会社
(郵便番号〇〇〇-△△△△) 電話番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 **代表取締役 沼田太郎**
 住所 沼田市〇〇町〇〇番地
 (転居予定先) (郵便番号〇〇〇-△△△△) 電話番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 住所 沼田市〇〇町〇〇番地

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

- ① 工事の名称 〇〇住宅解体工事
 ② 工事の場所 沼田市〇〇町〇〇地内
 ③ 工事の種類及び規模
 建築物に係る解体工事 用途 専用住宅、階数 2、工事対象床面積の合計 100 m²
 建築物に係る新築又は増築の工事
 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²
 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
 用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円
 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円
 ④ 請負・自主施工の別： 請負 自主施工

2. 元請業者 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

- フリガナ
 ① 氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 〇〇建設(株) 代表取締役 沼田太郎
(郵便番号〇〇〇-△△△△) 電話番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 ② 住所 沼田市〇〇町〇〇番地
 ③ 許可番号 (登録番号)
 建設業の場合
 建設業許可 群馬県 大臣 知事 (般 - 〇〇) 〇×△□ 号 (建築 工事業)
 主任技術者 (監理技術者) 氏名 沼田 一郎
 解体工事業の場合
 解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号
 技術管理者氏名 _____

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)
年 月 日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1
 建築物に係る新築工事等については別表2
 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
 により記載すること。

5. 工程の概要

工事着手予定日 〇〇年 △月 〇日
 別紙のとおり 工事完了予定日 〇〇年 △月 〇日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

- 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
- 記名押印に代えて、署名することができる。
- 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号 _____

案 内 図

工 程 表

(建築物解体工事の場合)

記載例

作 業 内 容	1 日 目 (木)	2 日 目 (金)	3 日 目 (月)	4 日 目 (火)	5 日 目 (水)	6 日 目 (木)	10 日 目 (月)
①養生シート等の設置	■						
②重機の搬入	■						
③障害物の除去	■						
④建具、畳等の撤去	■						
⑤石膏ボードの手壊し		■					
⑥手作業による瓦降し		■					
⑦機械併用の上屋解体			■	■			
⑧木材等の積込・搬出			■	■			
⑨混廃の積込・搬出					■	■	
⑩基礎・土間の解体						■	
⑪コン塊の積込・搬出						■	■
⑫養生シート等の撤去							■
⑬整地・完了							■